

企業統治の在り方に関する規律の見直しに関する論点
及びその他の論点の検討（二読）

第 1 指名委員会等設置会社制度の見直し

1 検討の方向性

指名委員会等設置会社制度の見直しについて、モニタリング・モデルをより強く指向する会社のための機関形態としての見直しは中長期的な課題と整理し、現時点で具体的な支障や不都合が生じている点に限定してその見直しを検討するものとするので、どうか。

（補足説明）

第 5 回会議では、指名委員会等設置会社制度の見直しに関して、①指名委員会の権限の見直し、②監査委員会の権限等の見直し及び③モニタリング・モデルをより強く指向する会社のための機関形態としての見直しについて、議論がされた。

このうち、最も大きな観点からの見直しである③の点については、モニタリング・モデルをより強く指向する会社のための機関形態として位置付ける観点から、取締役の過半数が社外取締役であることの義務付けや、執行役の兼任規制の見直しなどを例示して議論がされたところ、現時点における指名委員会等設置会社制度の意義を踏まえ、このような見直しをすることが望ましいとの意見が多数あった一方で、これに反対する意見も多数あった。その理由としては、⑦取締役の過半数が社外取締役であることを義務付けると、取締役の過半数が社外取締役でない指名委員会等設置会社に大きな影響が生ずること、⑧取締役の過半数を社外取締役とするかは、各会社の置かれた状況や指向するガバナンスの在り方とそのバランス等の様々な検討をした上で各会社の判断に委ねられるべきであり、法によって一律に義務付けるべきではないこと、⑨社外取締役による監督機能を強化したガバナンス体制を導入したいものの、社外取締役を過半数選任することができない会社もあり得ることなどが挙げられていた。また、更に広い視点から、モニタリング・モデルをより指向する会社のための適切な機関形態を用意する必要があると考えるのであれば、指名委員会等設置会社制度を見直すのではなく、そのための適切な機関形態を新たに創設することが考えられるとの意見があった一方で、実務の現状を踏まえると、社外取締役が増えてきているものの、その供給源

の厚みは諸外国には未だ及ばないとの指摘や、機関設計の在り方については、監査役会設置会社や監査等委員会設置会社も含めて全体的な見直しを中長期的に議論していくべきであるとの意見があった。

このような議論の状況を踏まえると、モニタリング・モデルをより強く指向する会社のための機関形態としての見直しなどの大きな観点からの見直しについては、迅速な検討が求められる中で成案を得ることは容易ではないように思われる。そうすると、第5回会議でも指摘があったとおり、今般の指名委員会等設置会社制度の見直しに当たっては、モニタリング・モデルをより強く指向する会社のための機関形態への移行を促すという観点からではなく、現時点で具体的な支障や不都合が生じている点に限定してその是正をするための見直しを検討することが考えられる。

そこで、本文では、指名委員会等設置会社制度の見直しの検討の方向性として、モニタリング・モデルをより強く指向する会社のための機関形態としての見直しは中長期的な課題と整理する一方で、現時点で具体的な支障や不都合が生じている点に限定してその見直しを検討することを提案している。

2 指名委員会等の権限の見直し

(1) 指名委員会等設置会社において、取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役である場合には、取締役の選任及び解任に関する議案の内容についての指名委員会の決定の内容を取締役会の決議により変更することができる旨の規律を設けることについて、現時点でこれを正当化するに足る具体的な支障や不都合が生じているか。

(2) 指名委員会について(1)の規律を設ける場合には、報酬委員会にも同様の規律を設けることについて、どのように考えるか。

(補足説明)

1 指名委員会の権限の見直し（本文(1)）

第5回会議では、取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役である場合には、取締役の選任及び解任に関する議案の内容についての指名委員会の決定の内容を取締役会の決議により変更することができる旨の規律を設けることについて、上場会社における社外取締役の選任状況は、制度が創設された平成14年当時から大きく変化しており、取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役である場合には、指名委員会の決定の内容を取締役会の決議により変更できるとするのは理屈が通っているなどとして肯定的な意見が複数あった一方で、このような見直しは慎重に検討するべきであるとの意見が多数あった。その理由としては、㊦そもそもこのような見直

しのニーズがどの程度あるのか不明であり、立法事実があるかの検証をする必要があること、④現行法を前提としても、取締役の全員を指名委員会の委員とすることで同じ内容を実現することができ、かつ、少人数での議論の場が必要であれば、少人数で構成される任意の諮問委員会等を設置することで実現することができること、⑤取締役の過半数が社外取締役である場合の特則を設けると制度が過度に複雑になること、⑥取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役である場合であっても、常に取締役会が指名委員会の判断を変更することができる方がよいとはいえないこと、⑦取締役会が指名委員会の委員を交代させることなく、その決定内容の変更のみをする必要性に疑義があることなどが挙げられていた。

本文(1)では、第5回会議における議論の状況を踏まえ、指名委員会等設置会社において、取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役である場合には、取締役の選任及び解任に関する議案の内容についての指名委員会の決定の内容を取締役会の決議により変更することができる旨の規律を設けることについて、現時点でこれを正当化するに足りる具体的な支障や不都合が生じているかを問題提起している。

2 報酬委員会の権限の見直し（本文(2)）

第5回会議では、前記1のような指名委員会の権限の見直しをする場合には、報酬委員会の権限についても同様の見直しをすることが必然であるとの意見が複数あった。また、その検討に当たっては、指名委員会等設置会社においては、監査役会設置会社や監査等委員会設置会社など他の機関構成と異なり、執行役及び取締役等の報酬の決定権限が株主総会ではなく報酬委員会にあることについて、これを基礎付けるためにどのような要素が必要かを検討するべきであるとの指摘や、執行役や取締役等の個別の報酬の額をどの程度取締役会全体に共有するのかなど、指名委員会とは異なる観点からの検討も必要であるとの指摘もあった。

本文(2)では、第5回会議での議論を踏まえ、報酬委員会の権限の見直しをすることについて、現時点でこれを正当化するに足りる具体的な支障や不都合が生じているかを検討することを含め、報酬委員会についても指名委員会と同様の規律を設けることについて問題提起している。

3 監査委員会の権限等の見直し

監査委員会の権限等について、次の(1)及び(2)の規律を設けるものとするので、どうか。

(1) 指名委員会等設置会社の取締役のうち、執行役を兼ねている取締役及び業務執行取締役は、監査委員会の議事録の閲覧又は謄写（以下「閲

覧等」という。)をすることができない。

- (2) 株主総会の決議によって取締役を選任するに際して、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会（以下「各委員会」という。）の委員に選定されることが予定されている取締役については、その旨を株主総会参考書類に記載しなければならない。

(注) ①(2)の規律を設けた上で、各委員会の委員に選定予定の取締役として株主総会参考書類に記載された者以外が各委員会の委員となった場合には、その旨及びその理由を事業報告に記載しなければならないものとすることや、②監査委員を解職された者又は辞任した者は、その後最初に招集される株主総会に出席して、意見を述べるができるものとするとも考えられる。

(補足説明)

1 監査委員会の議事録の閲覧等（本文(1)）

第5回会議では、監査委員でない取締役による監査委員会の議事録の閲覧等の見直しについて、監査委員会は取締役会の内部機関であり、監査委員会の議事録の閲覧等は監査委員会に対する取締役会の監督機能の一環として行われるものであるため、このような見直しをするべきではないとの意見があった一方で、執行役を兼ねる取締役についても監査委員会の閲覧を認めることは、他の機関形態に比して監査の独立性・実効性の観点で見劣りする仕組みになっていることや、監査委員会が取締役会の内部機関であることから直ちに議事録の閲覧等の権限の有無が導かれるものではないことなどの理由から、このような見直しをすることに賛成する意見が多数あった。なお、監査委員会の議事録の閲覧等を認めない取締役の範囲については、執行役を兼ねていなくとも執行側に付くような取締役が存在することを踏まえ、監査委員でない全ての取締役とするとの意見や、社外取締役以外の取締役は、執行役を兼ねていなくとも業務執行に影響を与え得るため、社外取締役以外の取締役とするとの意見などもあったものの、取締役会が監査委員会を監督することが期待されていることを踏まえると、執行役を兼ねていない取締役や業務執行取締役でない取締役については、議事録の閲覧等を認めるべき場合があり得ることなどを理由として、全ての取締役ではなく、執行役を兼ねている取締役及び業務執行取締役とするとの意見が多数あった。

そこで、本文(1)では、執行役を兼ねている取締役及び業務執行取締役は、監査委員会の議事録の閲覧等をすることができないとすることを提案している。

なお、第5回会議では、指名委員会等設置会社における取締役会と各委

員会の緊密な連携の観点と監査委員会の経営からの独立性の観点が緊張関係にあるものは、上記の監査委員会の議事録の閲覧等のみならず、監査委員である取締役に対して他の委員会が出席を要請し、監査委員会における検討状況などを質問することができること（会社法第411条第3項）などもあるところ、指名委員会等設置会社における監査委員会の位置付けも踏まえ、監査委員会の議事録の閲覧等以外にも見直しをするべき点がないかを検討することも考えられるとの指摘もあった。

2 監査委員の選定及び解職手続（本文(2)）

第5回会議では、指名委員会等設置会社において株主総会の決議によって取締役を選任するに際して、各委員会の委員に選定されることが予定されている取締役についてはその旨を株主総会参考書類の開示事項とすることについて、監査委員会は取締役会の内部機関であり、監査委員の選定及び解職を行うのは株主総会ではなく取締役会であるとして、これに反対する意見や、これを義務付けることまで必要かは疑問であるとの意見があった一方で、現行法上、経営上の不正の疑いを指摘した監査委員を取締役会の決議で解職することも可能になっているが、各委員会の委員の選定予定者を株主総会参考書類に記載することで、各委員会の委員が不当な人事上の不利益を受けることを防止する効果が一定程度期待できる上、既に行われている実務でもあることなどを理由として、これに賛成する意見が多数あった。

そこで、本文(2)では、株主総会の決議によって取締役を選任するに際して、各委員会の委員に選定されることが予定されている取締役については、その旨を株主総会参考書類に記載しなければならないとすることを提案している。

また、第5回会議では、取締役の選任時の株主総会参考書類への記載（事前の開示）のみならず、事後の開示が重要であるとの指摘があったことを踏まえ、各委員会の委員に選定予定の取締役として株主総会参考書類に記載された者以外の者が各委員会の委員となった場合には、その旨及びその理由を事業報告に記載しなければならないものとするとも考えられる旨を注記している。

さらに、第5回会議では、監査委員については、監査役や監査等委員である取締役と同様に、委員を解職された場合や辞任した場合における株主総会での意見陳述権を認めるべきであるとの指摘があったことを踏まえ、監査委員を解職された者又は辞任した者は、その後最初に招集される株主総会に出席して、意見を述べるができるものとするとも考えられる旨を注記している。

3 その他

第5回会議では、常勤の監査委員を選定しない場合には、常勤の補助者を設置することを義務付けることについても議論がされた。この点については、常勤の監査委員が選定されておらず、常勤の補助者もない会社は、
5 監査の実効性が極めて乏しいところ、会社の監査体制を弱体化させるために指名委員会等設置会社を採用することも可能な制度になっていることなどの理由から、見直しに賛成する意見が複数あった一方で、常勤の補助者を義務付けることは必ずしも必要ではないとの意見が多数あったため、この点に関する規律を設けることは提案していない。

第2 役員等の責任に関する規律の見直し

1 責任限定契約制度の見直し

責任限定契約制度の見直しとして、次の(1)及び(2)の規律を設けるものとするので、どうか。

15 (1) 株式会社が責任限定契約を締結することができる相手方に業務執行取締役等である取締役及び執行役を加える。

(2) 次に掲げる取引をした業務執行取締役等である取締役又は執行役の会社法第423条第1項の責任については、責任限定契約による責任の限定の対象外とする（注1）。

20 ア 会社法第356条第1項各号（会社法第419条第2項において準用する場合を含む。）の取引

〔イ 株式会社と当該者との利益が実質的に相反する取引（アに掲げる取引を除く。）（注2）〕

（注1）会社法第425条又は第426条の株主総会の決議又は定款の定めに基づく取締役等による事後的な責任の一部免除制度については、同趣旨の規律を設けないことを想定している。

（注2）規定の具体的な文言については、法制的な観点を含めて引き続き検討するものとする。

（補足説明）

1 責任限定契約の対象者の範囲（本文(1)）

(1) 見直しの許容性について

第5回会議では、業務執行取締役等である取締役に責任限定契約の締結を認めることについて、これに慎重な意見もあったものの、適切な責任分担などの観点から必要性が認められるとして、これに賛成する意見
35 が多数あった。

他方で、その許容性については、①責任限定契約制度の潜脱的な利用を防止することが困難であるとの意見や、②責任限定契約と役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の3）の組合せにより、業務執行取締役等である取締役の個人負担が生じなくなる可能性がある点について整理すべきであるとの意見があった。

上記①の意見は、例えば、最低責任限度額（会社法第425条第1項。職務執行の対価の1年間当たりの額に相当する額（以下「年間報酬等額」という。）に、役員等の区分に応じて2から6までの数を乗ずることにより算出される額を基礎とする。）を低いものにしつつ、配当として実質的な報酬を得るなどといった方法で、責任限定契約制度が潜脱的に利用されることを懸念するものである。もっとも、第5回会議では、⑦最低責任限度額と④定款で定めた額の範囲内であらかじめ株式会社が定めた額とのいずれか高い額が責任限度額となるため、④の額を適切に定めることにより、一定の範囲で潜脱的な利用を防止することができるとの意見もあったところである。

上記②の意見は、責任限定契約と役員等賠償責任保険契約の組合せにより個人負担が生じなくなる場合には、民事責任の抑止機能が限定的になってしまうおそれについて問題提起をするものである。この点について、現行法上も、非業務執行取締役等については、責任限定契約と役員等賠償責任保険契約の組合せにより個人負担が生じなくなることがあり得、また、業務執行取締役等である取締役についても、その責任の範囲が役員等賠償責任保険契約における支払限度額を下回る場合には個人負担が生じなくなることがあり得ることを踏まえて検討する必要があると考えられる。そして、責任限定契約と役員等賠償責任保険契約の組合せにより個人負担が生じなくなっても、⑦責任限定契約は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合の責任を限定するものであり、また、④我が国の標準的な役員等賠償責任保険契約は、犯罪行為や法令違反を認識しながら行った行為等の悪質な行為は免責としていることから、両契約の組合せにより不適切なインセンティブが設定されることはなく、民事責任の抑止機能の制限も許容される範囲にとどまるという考え方もあり得るように思われる。

以上を踏まえて、業務執行取締役等である取締役に責任限定契約の締結を認めることの許容性が認められるかについて検討する必要があるものと思われる（なお、執行役についても同様であると考えられる。）。

(2) 本文(1)について

本文(1)では、前記(1)の許容性が認められることを前提として、具体

的な規律案を提示しており、業務執行取締役等である取締役及び執行役に責任限定契約の締結を認めることとしている。この場合には、前記(1)⑦の最低責任限度額は、他の役員と同様に、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額、すなわち、代表取締役又は代表執行役については年間報酬等額に6を乗じて得た額、代表取締役以外の業務執行取締役等である取締役又は代表執行役以外の執行役については年間報酬等額に4を乗じて得た額を基礎とした額となることを想定している。

2 利益相反取引により生じた責任の適用除外（本文(2)）

(1) 規律の必要性

第5回会議では、株式会社と業務執行取締役等である取締役との間に構造的な利益相反関係がある場合における責任について、「職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき」（会社法第427条第1項）に当たる場合もあると思われるが、これを責任限定契約による責任の限定の対象とすると不当な結果になり得るとの意見が多数あった。

この点について、利益相反関係がある場合における取締役又は執行役の会社法第423条第1項の責任に関して、現行法上は、利益相反性の高さから、自己のためにした直接取引としての利益相反取引に限り、総株主の同意以外の方法による責任軽減の対象外とされている（会社法第428条第2項）。

これに対して、業務執行取締役等である取締役又は執行役については、非業務執行取締役等に比して、利益相反関係のある取引を行うことによって株式会社に損害が生ずる蓋然性が典型的に高いため、事前的かつ一般的な責任軽減制度である責任限定契約の対象に業務執行取締役等である取締役及び執行役を加えるのであれば、より広い範囲の利益相反関係のある取引によって生じた会社法第423条第1項の責任についても、その限定の対象外とするべきであるとも思われる。

(2) 本文(2)について

責任限定契約による限定の対象外とする責任の範囲について、第5回会議では、①業務執行取締役等である取締役の会社法第356条第1項各号の競業取引及び利益相反取引に関する責任については、責任限定契約による責任の限定の対象外とすることが考えられるとの意見が複数あり、これに反対する意見は特段みられなかった。

他方で、②形式的には会社法第356条第1項各号の取引に該当しない取引であっても、実質的に利益相反のある取引については責任限定契約による責任の限定の対象外とすることが考えられるとの意見も複数あった。これは、同項各号の取引の範囲については、法的安定性の観点か

ら形式的・画一的に決せられるべきであるとの指摘があるところ、形式的には同項各号の取引に該当しない取引であっても、実質的に株式会社と取締役の間に利益相反関係が生ずる可能性があることを指摘するものと思われる。

この点について、形式的には会社法第356条第1項各号の取引に該当せず、又は該当するか議論のある取引としては、例えば、⑦株式会社の事業の部類に属さない取引の機会の奪取（株式会社がある地域で店舗用の不動産を取得しようとしている場合において、その情報を得た取締役が当該不動産を個人的に取得するときなど）、①取締役が発行済株式総数又は議決権数の過半数又は半数以下の一定の割合を有している他の会社と株式会社との取引、⑦取締役の配偶者又は子と株式会社との取引、⑤取締役の配偶者又は子が経営する他の会社と株式会社との取引、④X社の取締役がY社の代表権のない取締役又は監査役を兼ねる場合において、X社がY社の債務を保証するときなどが指摘されているが、その他にどのような取引が問題となるか検討する必要がある。

また、これらの取引について、株式会社と取締役の間に実質的な利益相反関係が生ずる可能性があるか検討する必要があるが、これは、その具体的事情（例えば、取引の内容に加えて、⑦については奪取された機会が株式会社の事業に与える影響の程度等、①については株式保有割合、他の株主の構成等、⑦及び⑤については取締役と配偶者や子との関係性（生計を一にしているか）等、④についてはY社における当該役員の地位や担当等）に左右されるようにも思われる。これらの点を踏まえて、責任限定契約による限定の対象外とする責任の範囲について、上記①の意見に基づく規律に加えて、上記②の意見に基づく規律を設ける必要があるか、検討する必要があるものと考えられる。

以上を踏まえ、本文(2)では、責任限定契約による限定の対象外とする業務執行取締役等である取締役又は執行役の責任として、⑦会社法第356条第1項各号（会社法第419条第2項において準用する場合を含む。）の競業取引若しくは利益相反取引又は①株式会社と当該者との利益が実質的に相反する取引に関する会社法第423条第1項の責任を挙げた上で、上記④についてはブラケットを付すこととしている（なお、上記④については、実質的な内容についての検討のほか、規定の具体的な文言についても法制的な観点を含めて引き続き検討する必要があると考えられることから、その旨を注記している。）。

(3) 事後的な責任の一部免除制度への適用について（注記1）

会社法第425条及び第426条の株主総会の決議又は定款の定め

基づく取締役等による責任の一部免除制度については、責任限定契約と異なり、事後的かつ個別的な責任軽減制度であるため、自己のためにした直接取引としての利益相反取引以外の利益相反関係のある取引を責任限定の対象外とする必要性は低いようにも思われる。

そこで、これらの制度については本文(2)と同趣旨の規律を設けないことが考えられることから、その旨を注記している。

2 株主代表訴訟制度の見直し

株主代表訴訟の要件について、その見直しをしないものとするかどうか。

(補足説明)

第5回会議では、株主代表訴訟制度について、現行法の提訴の要件により実際に制度の濫用のおそれがあるのか、その要件を厳格化すべきであるのかについて、議論がされた。

その結果、株主代表訴訟制度は、訴訟が提起されやすい仕組みとなっており、提訴請求がされると役員や株式会社に大きな負担が生ずるため、株主代表訴訟の提訴権を単独株主権から少数株主権に改めるなどの見直しを求める意見が複数あったものの、濫用的な訴えが蔓延しているといった立法事実はないなどとして制度の見直しに否定的な意見も複数あり、さらに、前記1の責任限定契約制度の見直しを行う場合には、これに加えて株主代表訴訟制度の見直しまで行ってしまうと、違法の抑止機能に対する不必要な懸念を招きかねないとの意見もあった。

そこで、役員等の責任に関する規律の見直しとしては、第5回会議でも指摘があったとおり、多くの賛成意見があった前記1の責任限定契約制度の見直しに注力することとし、株主代表訴訟の要件の見直しは行わないことを提案している。

第3 有価証券報告書の総会前開示の進展を踏まえた規律の見直し

1 株主総会の開催時期に関連する規律の見直し

有価証券報告書を定時株主総会の前に提出すること（以下「有価証券報告書の総会前開示」という。）を実現するための株主総会の開催時期に関連する規律の見直しについて、どのように考えるか。

(補足説明)

1 第5回会議における議論の状況

第5回会議では、現行法上、株式会社が有価証券報告書の総会前開示をすることに関する直接的な法律上の制約はないと考えられることを前提として、計算書類及び事業報告並びに連結計算書類（以下「事業報告等」という。）と有価証券報告書の開示事項の相違点についての対応や、有価証券報告書と事業報告等の一本化について議論がされたものの、これらの見直しでは到底有価証券報告書の総会前開示（取り分け、最も望ましいとされる定時株主総会の3週間以上前の有価証券報告書の提出）を実現することはできず、その実現のためには、株主総会の開催時期の後倒しを検討しなければならないとの意見が多数あった。

2 株主総会の開催時期に関連する規律の見直し（本文）

(1) 基準日に関連する規律の見直し

第5回会議では、我が国の株主総会の開催時期は、諸外国に比して基準日に関する規制が緩やかであるために、決算日を基準日とする株主総会の開催が可能になっていることが影響していることから、3か月という基準日から権利の行使までの期間の短縮を検討するべきであるとの意見が複数あった。

もっとも、このような見直しをする場合には、有価証券報告書の総会前開示を実現するために規制を強化することとなるが、そのことの当否について検討する必要があるほか、多くの上場会社が3月末を基準日として6月下旬に株主総会を開催している現状の実務において、少なくとも基準日について事実上強制的に変更を迫るものであって、多大な影響が生ずると考えられることから、慎重な検討を要するものと考えられる。他方で、第5回会議でも指摘があったとおり、会社法上、決算日を基準日とすることは求められておらず、基準日を変更して株主総会の開催時期を後倒しすることに関する直接的な法律上の制約はないと考えられる。

そこで、基準日の変更による株主総会の開催時期の後倒しに関する実務上の課題としてどのようなものがあるのかを精査した上で、第5回会議でも指摘があったとおり、会社法制の見直しによってその課題を克服することができないかについて検討することが考えられる。

(2) 考えられる見直しの例

基準日の変更による株主総会の開催時期の後倒しに関する実務上の課題として、参考資料15によれば、例えば、3月末決算企業の場合には、株主総会の開催時期が真夏になる点が挙げられている。

この点について、参考資料15によれば、その課題への対策等としてバーチャルオンリー株主総会の開催が挙げられているところ、その開催を容易にすることで、基準日の変更による株主総会の開催時期の後倒し

を後押しすることが考えられる。具体的には、第7回会議でも議論がされた、バーチャルオンリー株主総会の実施要件としての定款の定めについて、定款の定めが必要になった場合であっても、有価証券報告書の総会前開示（取り分け、最も望ましいとされる定時株主総会の3週間以上前の有価証券報告書の提出）がされたときには、例外的に定款の定めを不要とすることが考えられないか。

その許容性について、有価証券報告書の総会前開示をする場合には、議決権行使の判断のための十分な情報が開示されたと考えて、株主総会における質疑等の議決権行使の判断に向けたプロセスの重要性が相対的に低くなり、そのプロセスが適正に実施されないリスクの影響も相対的に小さくなるとの考え方を採り得るか。このような考え方を採ると、経営陣に都合のよいように議事が進められる懸念への対応は、通信記録の作成、保存、閲覧等の手続面の要件で足り、定款の定めまでは不要と考える余地もあるようにも思われるが、総会前開示によって経営陣に都合のよいように議事が進められる懸念が根本的に解消されるものではないことを踏まえて、このような考え方が許容され得るか慎重に検討する必要があるものと考えられる。

なお、上記のように、有価証券報告書の総会前開示（取り分け、最も望ましいとされる定時株主総会の3週間以上前の有価証券報告書の提出）をすることで、議決権行使の判断のための十分な情報が開示されたと考える場合には、例えば、取締役、会計参与、監査役及び執行役（以下「取締役等」という。）が説明義務を負わないとすることも考えられないか。すなわち、取締役等は、株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合には、一定の場合を除き、当該事項について必要な説明をしなければならないとされている（会社法第314条）が、この説明義務については、議案の賛否に関する合理的判断に客観的に必要な情報を説明することでその義務を尽くしたことになるかと解されており、現行法の下でも、事業報告等や株主総会参考書類に説明すべき内容が記載されていれば「記載のとおり」といった回答でも説明義務を果たしたことになるとの見解がある。そうすると、有価証券報告書の総会前開示をした株式会社については、取締役等は説明義務を負わないとする考え方もあり得るようにも思われるが、このような考え方が許容され得るか慎重に検討する必要があるものと考えられる。

以上のほか、基準日の変更による株主総会の開催時期の後倒しに関する実務上の課題を克服する会社法制の見直しとして、どのようなものが考えられるか。

2 事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化

上場会社が電子提供措置開始日までに事業報告等の開示事項の全てを記載した有価証券報告書を提出した場合には、事業報告等を作成しなくともよいものとするについて、どのように考えるか。

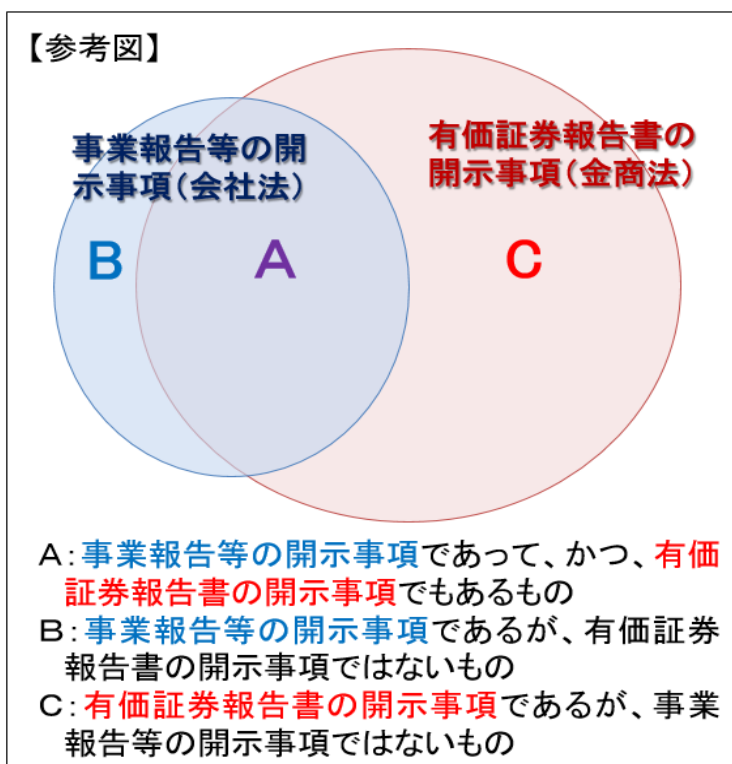
(注1) 本文の見直しをする場合には、事業報告等に関する会社法の規定を有価証券報告書のうちの事業報告等の開示事項に相当する部分について適用することを想定している。

(注2) 本文の見直しに併せて、会計監査人が金融商品取引法（以下「金商法」という。）に基づく監査をした場合には、会社法に基づく会計監査人の監査をしなくともよいものとするについて、どのように考えるか。

(補足説明)

1 第5回会議における議論の状況

第5回会議では、前記1（補足説明）1のとおり、有価証券報告書の開示事項の相違点についての対応や有価証券報告書と事業報告等の一本化のみでは有価証券報告書の総会前開示（取り分け、最も望ましいとされる定時株主総会の3週間以上前の有価証券報告書の提出）を実現することはできないとの意見があったものの、有価証券報告書の総会前開示を前提にせずとも、株式会社の開示実務の効率化・合理化や投資家の利便性の向上といった観点から、開示書類の一本化を進めていくことが望ましいとの意見が多数あった。なお、その方向性としては、会社法の観点から事業報告等の固有の開示事項（下図の「B」の部分）を全て開示不要と整理することは困難であり、会社法の観点から開示をするべき議決権行使にとって重要な事項と、金商法の観点から開示をするべき投資判断にとって重要な事項は基本的に一致することから、事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化をするに当たっては、下図の「B」の部分を事業報告等の開示事項であって有価証券報告書の開示事項でもあるもの（下図の「A」の部分）に含める方向で検討することが望ましいという趣旨の意見が多数あった。



2 事業報告等と有価証券報告書の一本化について（本文）

本文では、第5回会議における議論を踏まえ、上場会社が電子提供措置
 5 開始日までに事業報告等の開示事項の全てを記載した有価証券報告書を提出した場合には、事業報告等を作成しなくともよいものとするについて問題提起している。

このような見直しについては、現行法下でも一体開示（事業報告等及び
 有価証券報告書の双方に記載しなければならない情報を内容とする1つの
 書類を作成・開示すること）が可能であることとの関係で、このような見
 10 直しが事業報告等及び有価証券報告書の開示の更なる合理化・効率化に資するかを検討する必要があるように思われる。このような見直しをしたとしても、会社が作成する書類は一体開示をする場合と実質的に変わらず、法的概念の整理にとどまる（「有価証券報告書兼事業報告書」を作成すると
 15 考えるか、事業報告等の内容を含む「有価証券報告書」を作成すると考えるかという点しか異ならない。）ようにも思われるためである。

この点について、第5回会議では、このような見直しをしない場合には、
 開示する書類が事業報告等及び有価証券報告書の開示事項を満たすもので
 あるかや、双方の財務報告の枠組みに準拠しているかを確認する必要など
 20 が残るとの指摘があったが、「一本化」の要件として事業報告等の開示事項の全てを記載していることを求める以上、上記の確認の必要がなくなるも

のではないと考えられる（このような確認の必要をなくすためには、開示書類の一本化ではなく、事業報告等と有価証券報告書の開示事項の相違点についての対応をする必要があると考えられる。）。

3 注記について

5 (1) 一本化をする場合の会社法の規定の適用関係

本文の見直し（一本化）をする場合には、事業報告等に関する会社法の規定を有価証券報告書のうちの事業報告等の開示事項に相当する部分について適用することを想定している。

例えば、会社法第429条第2項の虚偽記載等に係る役員の責任の規定は、有価証券報告書のうちの計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書の開示事項が記載された部分の虚偽記載等について適用されることとなる。また、会社法第436条第1項及び第2項に規定する監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会。以下「監査役等」という。）の監査の対象は、
10 有価証券報告書のうちの計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書の開示事項が記載された部分となる（なお、監査役等は、会社法第436条第1項及び第2項に規定する監査をする義務だけではなく、有価証券報告書の作成及び開示に関する取締役の職務執行を監査する義務を負うこととなると考えられる。監査役について会社法第381条第1項、
15 監査等委員会について会社法第399条の2第3項第1号、監査委員会について会社法第404条第2項第1号。）。
20

(2) 会計監査の一元化

会社法に基づく会計監査人による会計監査と金商法に基づく公認会計士又は監査法人の監査証明については、いずれも、記載されている会計
25 情報の適正性を担保するために行われるものであり、かつ、毎事業年度の決算において同一の公認会計士又は監査法人により一体として手続が進められることが多いことから、その一元化をするべきであるとの指摘がされている。

一体開示が行われる場合には、現在は別々に行われている会社法に基づく会計監査と金商法に基づく監査証明を1回で行うことができることから、金商法に基づく監査と会社法に基づく監査との重複が解消され、
30 監査を含む開示プロセス全体の効率化につながることで、監査品質の向上も期待し得る。

そのため、会社法の見直しをしなくとも、一体開示が行われるようになれば会計監査の一元化につながると考えられるものの、会計監査の一元化を促進する会社法の見直しが考えられないか。この点について、会
35

計監査人が計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の開示事項を含む有価証券報告書について金商法に基づく監査を行った場合には、会社法に基づく監査も行われたと考えることができるのであれば、会社法に基づく会計監査人の監査をしなくともよいものとするのが考えられる。もっとも、実質的には会社法に基づく監査に相当する監査も行われるのであれば、あえて会社法に基づく会計監査人の監査をしなくともよいとする必要性は乏しい（上記のような見直し自体が会計監査の一元化を促進するわけではない）とも考えられる。

以上を踏まえて、このような見直しを行う必要性について検討する必要があるものと考えられる。